

堺市国民保護計画（変更案）の概要

堺市では、武力攻撃や大規模テロなどの不測の事態に備えて、平成19年2月に「堺市国民保護計画」を策定しています。
今回、関係法令の改正、「国民の保護に関する基本指針」の改正、大阪府国民保護計画の変更との整合を図るため、変更を行うものです。

これまでの変更経過

- ・平成19年2月 堺市国民保護計画の策定
- ・平成21年5月 変更
- ・平成25年4月 変更
- ・平成27年1月 変更

国民保護計画について

◆堺市国民保護計画

市域において武力攻撃事態等が発生した場合、武力攻撃等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃等による災害への対処措置などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために定めた計画。

○武力攻撃事態等への対処について

- ・市は、武力攻撃事態等の認定前に危機管理センター、もしくは災害対策本部を設置し、初動連絡体制の迅速な確立と初動措置に努める。
- ・市は、国からの指示に基づき国民保護対策本部を設置し、関係機関と連携を図り、住民への警報、避難の指示、救援等の国民保護措置を迅速に実施する。
- ・住民への警報の伝達は、国から全瞬時警報システム（Jアラート）、緊急情報ネットワークシステム（エムネット）から警報の通知を受けたときは、直ちに警察・消防等と連携協力し、あらゆる手段を用いて、迅速に実施する。
- ・避難住民の誘導は、避難実施要領に基づき関係機関の協力を得て行う。
- ・市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷した者等の安否情報の収集を行い、府に報告する。また、安否情報の住民からの照会について、個人情報保護に留意しつつ、速やかに回答する。

今回の変更の概要

1. 「国民の保護に関する基本指針」及び「大阪府国民保護計画」の変更等に伴うもの

(1) 主な変更事項

- ① 警報等の情報伝達手段の追加に関する変更
 - ・警報等の情報伝達の新たな伝達手段として「全国瞬時警報システム（Jアラート）」及び「緊急情報ネットワークシステム（エム・ネット）」を追記
- ② 大規模集客施設等における国民保護措置実施の追加に関する変更
 - ・大規模施設等の施設管理者等と連携し、施設滞在者等が避難等を円滑に実施できるよう必要な対策をとることを追記

(2) 軽微な変更事項

- ① 安否情報の収集及び報告の手段に関する変更
 - ・安否情報の収集及び報告の手段に「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（安否情報システム）」を追記
- ② 関係法令に伴う変更
 - ・事態対処法、薬事法の名称変更、感染症法（二類感染症の追加）の改正に伴う変更

2. その他の変更

(1) 用語の整理・調整

- ・「国民（緊急対処）保護」に係る事態及び措置を、「国民保護」と「緊急対処保護」に区分するため章を新設（「国民保護措置」を準用する旨を規定）

(2) 第1編第4章「市域の特性」等の統計数値等の時点修正

- ・平成27年国勢調査結果等を踏まえた数値の更新
- ・その他、気象等の統計資料に基づく更新、名称等の更新 など

※全国瞬時警報システム（Jアラート）

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市の防災行政無線等を自動起動することにより、住民への緊急情報を瞬時に伝達するシステム

※緊急情報ネットワークシステム（エム・ネット）

官邸から関係機関に、緊急情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。配信先ではアラーム等で注意喚起が行われる。

※安否情報システム

国民保護法に規定される安否情報の収集・提供時の事務を効率的に行うシステム。